

◎特別法人事業税・地方法人特別税(国税)

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度より、地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税が課税されることになりました。



法人事業税のうち所得割又は収入割を納める法人。



(1) 特別法人事業税 (R1.10.1以後に開始する事業年度)

区分	税率		
	R1.10.1～R2.3.31に開始する事業年度	R2.4.1以後に開始する事業年度	R4.4.1以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	260.0%		
外形標準課税対象外で普通法人の基準法人所得割額	37.0%		
外形標準課税対象外で特別法人の基準法人所得割額	34.5%		
下記の法人以外の収入割課税法人の基準法人収入割額	30.0%		
電気供給業のうち、発電・小売電気事業を営む法人の基準法人収入割額	30.0%	40.0%	
ガス供給業のうち、特定ガス供給業を営む法人の基準法人収入割額			62.5%

(2) 地方法人特別税 (R1.9.30までに開始する事業年度)

区分	税率			
	H20.10.1～H26.9.30に開始する事業年度	H26.10.1～H27.3.31に開始する事業年度	H27.4.1～H28.3.31に開始する事業年度	H28.4.1～R1.9.30に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%
外形標準課税対象外で普通法人の基準法人所得割額	81.0%		43.2%	
外形標準課税対象外で特別法人の基準法人所得割額			43.2%	
収入割課税法人の基準法人収入割額	81.0%		43.2%	

仕事と税金

■事業所税 (市町村税)

この税は、人口・企業が集中する指定都市等において、都市環境の整備・改善のための事業に充てる目的税です。奈良県内では奈良市が課税団体になります。



一定規模以上の事業所等を設けて事業を行う人



区分	税率	免税点
資産割	事業所用家屋の床面積1㎡につき600円	事業所用家屋の床面積の合計が1,000㎡以下
従業員割	従業者への支払給与総額の0.25%	従業者の総数が100人以下



個人・・・その年の翌年3月15日までに申告し、納めます。

法人・・・事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告し、納めます。